



八 監 第 9 1 号  
令 和 5 年 6 月 5 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 大 塚 裕 介

### 監 査 結 果 公 表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による子ども部の  
監査を行ったので、次のとおり公表します。

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象機関

子ども部

(1) 子育て支援課

(2) 子ども保育課 ※保育園及び子ども支援センターすてっぷ21を含む。

(3) 子ども福祉課（子ども相談センター）

(4) 母子保健課

### 3 監査の範囲

令和4年度（令和5年1月末現在）における子ども部の財務事務及び事務事業（一部、過年度分を含む。）

### 4 監査の着眼点

予算の執行状況、事務事業の執行状況、補助金交付事務の状況、契約事務の状況、財産の管理状況について、合規性及び効率性を主眼に、過去の監査結果等を勘案し、想定されるリスクに応じた着眼点をもとに監査を実施した。

### 5 監査の実施内容

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、当該事務が関係法令及び規程等に準拠し適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等を突合するなどの監査手続を通じて検証を行った。

### 6 監査の期間

令和5年1月18日から同年5月31日まで

## 第2 監査の結果

監査対象機関の財務事務及び事務事業の執行状況は、関係法令等及び予算目的にのっとり執行されており、おおむね適切であると認められた。

なお、監査対象機関の所見（指摘事項）は、次のとおりである。

所見

対象機関	区 分	内 容
子育て支援課	指摘事項	<p>1 物品管理事務の手続について</p> <p>購入価格が10,000円未満の物について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第268条第1項の規定により、購入価格が10,000円未満の物（一部の図書を除く。）は、消耗品に分類しなければならないが、備品として管理されていた。</p> <p>また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、適切な物品管理事務を行われたい。</p>
子ども保育課	指摘事項	<p>1 物品管理事務の手続について</p> <p>購入価格が10,000円未満の物について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第268条第1項の規定により、購入価格が10,000円未満の物（一部の図書を除く。）は、消耗品に分類しなければならないが、備品として管理されていた。</p> <p>また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、適切な物品管理事務を行われたい。</p>
子ども保育課（保育園）	指摘事項	<p>1 物品管理事務の手続について</p> <p>備品台帳に記載されている「レコードキャビネット」について、現物との照合を行ったところ、所在が不明となっており確認することができなかった。</p> <p>また、当該物品については、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、適切な物品管理事務を行われたい。（村上北保育園）</p>
子ども保育課（子ども支援センターすてっぷ21）	指摘事項	<p>1 物品管理事務の手続について</p> <p>購入価格が10,000円未満の物について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第268条第1項の規定により、購入価格が10,000円未満の物（一部の図書を除く。）は、消耗品に分類しなければならないが、備品として管理されていた。</p> <p>また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、適切な物品管理事務を行われたい。（すてっぷ21大和田）</p>
子ども福祉課	指摘事項	<p>1 収入事務の手続について</p> <p>未収入金の繰越しにあたり、財務規則第45条の規定では、歳入徴収者は、現年度の調定に係る歳入で当該年度の出納閉鎖までに収入済みとならなかった未収入金については、繰り越された年度において6月1日に、前年度から繰り越された歳入で当該年度の末日までに収入済みとならなかった未収入金については、繰り越された年度において4月1日に調定の処理に準じて整理しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、扶助費（児童扶養手当）の返還金に係る未収入金については、当該日をそれぞれ経過した日に調定の手続が行われており、さらに、調定の手続が行われていないものが一部認められた。</p> <p>また、前年度監査においても同歳入科目で調定の手続が行われていない事例が認められていたことから、適切な収入事務を行われたい。</p>

	<p>2 物品管理事務の手續について</p> <p>購入価格が10,000円未満の物について、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）第268条第1項の規定により、購入価格が10,000円未満の物（一部の図書を除く。）は、消耗品に分類しなければならないが、備品として管理されていた。</p> <p>また、前年度監査においても同様の事例が認められていたことから、適切な物品管理事務を行われたい。</p>
--	--